

2002年11月20日

枚方市長 中 司 宏 殿

日本共産党市会議員団
団長 西村 健 史

2003年度当初予算と市政運営に関する要望書

昨年9月11日のアメリカでの同時多発テロ、そしてそれを理由にした報復戦争は、世界平和の新たな危機を生み出し、いまやアメリカによるイラク攻撃実行の秒読み段階とまで報道される事態です。

報復がまた新たな報復を生むというのは人類の歴史が教えていることです。21世紀の世界を、恐怖が支配する暗澹たる世界にすることを断固としてふせがねばなりません。国連のもとで、紛争の平和的解決が待たれています。

国内ではこの秋の臨時国会で、与党は憲法の規定を乱暴に踏みにじって事実上参戦するための有事関連法案を短期間に成立させようと計画しています。まさに我が国の平和と民主主義についても厳しい局面を迎えています。

今年度から来年度にかけて医療費、介護保険料、雇用保険料が上がり、年金が下がり、社会保障だけで合計3兆2400億円もの負担増の計画が進められています。

「財政が大変」といって国民負担を強いる政治というのは、橋本内閣の消費税値上げ、医療費値上げなど9兆円負担増でのその後の日本経済失速と市民生活破壊の実態が証明済みです。

国民生活の再建なくして、日本経済の再建はありません。

今年の9月の有効求人倍率は、枚方のハローワークで0.22と過去最悪で仕事をしたくても仕事がない大変な状況です。

「行政改革」の名のもとに、住民への公的責任の放棄、負担の増大など、かってない住民いじめともいえる行政が続き、さらなる不況下で市民の暮らしや経済が破壊されています。

病気、失業、倒産など人生でつまずいたとき、手を取り、暮らしを援助するのが福祉であり政治です。今こそ住民の生活と健康を大事にする自治体らしい自治体が求められています。

本市の来年度の予算編成にあたっては、このような基本的な立場に立ち、以下の諸点をふまえられるよう強く要望します。

＜2003年度の予算編成と市政運営の基本姿勢に関する要望＞

1. 市の合併は、市民への情報提供・公開を徹底し、市民意見を反映すること。
2. 住民基本台帳ネットワークについては、接続を中止すること。
3. 財政健全化の推進に当たっては、その基本姿勢として住民生活の擁護を最重点課題として位置づけ、長期財政運営計画を見直すこと。
4. 第2次行政改革推進実施計画は情報公開と市民参加で見直すこと。
5. 深刻な不況・失業に対する市としての緊急な対応策を練ること。
6. 市民生活を圧迫するような公共料金の引き上げは行わないこと。
7. 事業は国策に振り回されることなく市独自の評価基準をもってすすめ、不要不急の事業は見直すこと。防災公園街区整備事業は、火葬場以外の施設について、凍結できるものは凍結し、構想全体を見直すこと。
8. 介護・福祉・医療の諸制度から、市民が排除されないようにすること。
9. 国・府の医療制度改悪に反対すること。
10. 教育予算を拡充すること。
11. 公立保育所、学校給食、ごみ収集などの直営を守り公的責任を果たすこと。
12. 市財政をはじめ市政に関するあらゆる情報は全面的に公表すること。
13. 市政の執行にあたってはトップダウンのやり方を改め職員の英知をくみつくすこと。住民参加をつらぬくこと。

Ⅰ. 市民に犠牲を強わずに財政再建、清潔・公正・効率的な市政をすすめるために

財政再建について

財政再建をすすめるために、次の対策を講じること。

1. 建設事業は市民生活に直接関わるものに限定すること。
2. 下水道建設は、幹線管渠の整備がほぼ終了しているもとの、特に池之宮・中宮などの工場地域の接続を計画より早めること。
3. 公共事業費の積算単価を見直し、入札制度をよりいっそう改善し、競争性を高めること。落札率を予定価格の80%台に引き下げ、事業費を圧縮すること。
4. 「同和」を「人権」におきかえただけの同和対策各種負担金を見直し、削減すること。
5. 高金利時代に借り入れた市債を低金利のものへ借り換え繰り上げ償還を行うこと。
6. 資本金10億円以上の法人市民税の均等割を20%アップする不均一課税を実施すること。
7. 公衆浴場間に不公平を生じぬよう、温泉くみ上げに協力金を課すとともに大量に地下水を汲み上げている大企業から地下水汲み上げ協力金を徴収すること。

8. 土地開発公社や市の長期保有地の処分や有効活用をはかること。
9. 公園墓地予定地の利用については、市民意見を公募し、市民が憩える場となるよう検討すること。
10. 悪質な市税高額滞納者へは、特別対策を講じること。

清潔・公正・効率的な行政運営について

1. 入札制度の改善にひきつづき取り組み、談合等の疑惑が生じないようにすること。
2. 予定価格・最低制限価格の事前公表の拡大、低入札価格制度の拡大をはかること。
3. 随意契約は厳格に執行し、小規模工事の外部発注にあたっては、迅速化をはかりつつマニュアルを明確にして厳正に行うこと。
4. 使用料・手数料の不当な減免、行政財産の目的外使用について料金の不公正な減免は行わないこと。
5. 行政の公正性・中立性を失わせ、負担金などの不当な負担を負うこととなる特定団体の運動につながる各種団体への参加をやめること。
6. 市民本位の開かれた市政をすすめるため情報公開の本旨とその実践について職員研修などで徹底すること。また、情報公開条例附則第2項を削除し市の情報は全て公開の原則を守ること。
7. 情報公開の一環として、各種審議会は特別な事情がない限り公開とする市の条例を制定すること。
8. 新規正職員の採用を計画的かつ厳正公正に行うこと。
9. 自治体労働者が市民全体の奉仕者としての自覚を高めるよう研修を行なうこと。
10. 職員採用・人事異動・昇格昇任を民主的に行い、機械的なジョブローテーションを改め、職員のやる気を育て、効率的で活気ある職場づくりをすすめること。
11. 枚方市のホームページを充実すること。市民が利用する公的施設に情報コーナーを設置し、市民が手軽に利用できるパソコン端末機をおくこと。
12. 公民館の使用については、政治・宗教・同業者団体（経営者）に対し不当な排除を行わないこと。
13. 投票所は、高齢者の徒歩圏内に設置し、投票所のバリアフリー化をすすめること。

Ⅱ、市民のいのちとくらし、福祉を守り発展させるために

市民のくらしを守るために

1. 消費税の増税に反対し、廃止を求めること。
2. 失業率が増加する中、失業者の生活を保障するため、市として臨時のつな

ぎ就労の場をつくとともに以下の点を国に要望すること。

- ①雇用保険の給付期間を延長すること。
- ②雇用保険が切れ、生活が困窮する失業者（働く能力と意志があり、求職活動を一生懸命している失業者）への生活保障制度を創設すること。
- ③住宅ローンのつなぎ融資など家庭を維持する制度を創設すること。
3. 生活保護行政は、長引く不況のなかで受給者・相談者が増加していることをふまえ、次の点に留意すること。
 - ①相談者の人権を守り、親切で丁寧な対応を行うこと。
 - ②相談者の増加に対応できるよう専門職員の増員を行うこと。
 - ③住居がないことを理由に保護行政から排除しないこと。
4. 「くらしの資金」は、制度の趣旨にもとづき次の点にも留意して運用すること。
 - ①20万円を越え30万円までの金額も、特に不況を理由とするものに限定せず、貸し付け対象とすること。
 - ②病気休業中にも直近3か月の収入証明の提出を必要条件とするなど、本来の趣旨を損なう運用をしないこと。
 - ③「自己破産宣告後5年間は貸付しない」との内規は撤廃し、制度の規定に合致する市民には貸付を行うこと。
5. 高齢者、単親、障害者、新婚所帯などへの家賃補助制度をつくること。
6. 民間住宅の借り上げなどにより、緊急避難的に必要な住宅を確保すること。
7. 上・下水道料金の福祉減免制度を復活し、充実すること。
8. 多発する消費者被害の防止、救済のため消費者行政を充実し、相談員の待遇改善に努めること。特に高齢者被害の急増に対応し、積極的広報に努めること。

枚方の福祉を守り発展させるために

高齢者・障害者福祉について

1. 枚方市「福祉のまちづくり条例」を制定すること。
2. 高齢者・障害者の社会参加と交通権を保障するための施策を早期に実施すること。
3. 寝たきり予防の有効な施策である配食サービスは、一般施策として拡大・充実すること。
4. 住宅改造は、必要な人が利用できるよう、所得や障害などの要件を緩和すること。
5. 訪問理美容サービスの実施、紙おむつ給付事業の所得緩和などを行い、在宅介護への支援を強めること。
6. 介護相談窓口・在宅介護支援センターは、利用者に公的相談窓口と判るような表示をつけ、PRにつとめること。
7. 老人保健施設等の開設の際に、開設後3ヶ月期間分相当の運営資金の無利子貸し付けを行う制度を創設すること。

8. 緊急通報装置は、申請手続きを簡易にし、民生委員の署名は不要とすること。
9. グループハウスやマンション空室利用のデイサービスなど、市民の自発的な活動を支援すること。
10. 高齢者の「生きがい施策」実施にむけ、高齢者団体の協力を得て市内高齢者の者の意識・要求調査アンケートの実施をすること。その上で、「高齢者議会」を開催すること。

介護保険について

1. 介護保険制度の改善を国に求めること。
2. 保険料、利用料の引き上げを行わないこと。
3. 低所得者に対する市独自の保険料減免制度の拡充を行い、新たに利用料の減免制度をつくること。
4. 施設建設など基盤整備をすすめ、施設入所希望者の待機を解消すること。

障害者支援費制度の導入について

1. 支援費制度の導入に伴い、現行サービス水準を後退させないこと。
2. 基盤整備の充実をすすめること。

保育・子育て支援について

保育・療育について

1. 公立保育所の増設を含め、待機児解消をはかること。現行施設・人員体制のままでの定員増は極力行わず、面積基準を遵守し定員増に伴う保育スペースの確保と保育士の増員を行うこと。
2. 待機児の定義は旧基準を用い、保育需要の適切な把握に努めること。
3. 老朽化した保育所の建て替えを計画的にすすめること。
4. すべての公立保育所で0歳児保育を実施すること。
5. 徴収基準保育料の引き下げを国に求め、これ以上値上げしないこと。
6. 公立保育所も含め、一時保育・休日保育・夜間保育など、保育需要に積極的に応えた施策の充実を行うこと。
7. 私立保育所への職員配置、設備補修費の補助など公私間格差の是正を図ること。
8. 保母配置基準の改善、乳児加算、時間外保育補助の増額など、簡易保育所への補助内容の拡充をすすめること。
9. 簡易保育所の認可保育所への移行がスムーズに行えるように市として援助を行うこと。
10. 市立病児保育室の民営化は行わず、病児保育室の増設をはかること。
11. 杉の木園・幼児療育園の合築は総合的なケア施設として早期に建設し、運営は公営で行うこと。

子育て支援について

1. 乳幼児医療無料制度を就学前まで拡充すること。
2. 「子育て支援」の拠点としての児童館の設置をすすめること。
3. 子育て支援センター・地域子育て支援センターを増設すること。
4. 子育て支援センター（サプリ）について
 - ①子ども用トイレや手洗い場など子どもに必要な施設を整備すること。
 - ②親子ともゆったり楽しくくつろげるサロン、調理室を設置し、京阪村野駅からサプリに安全でバリアフリー化された通路を設置すること。
 - ③定期的に子育て講座を開催すること。
5. 母子・父子家庭に対する施策は「単親家庭」として、必要とするものは母子・父子の別なく利用できるようにすること。

市民のいのちと健康を守るために

1. 老人入院見舞金制度を復活すること。
2. 高額医療の払い戻しは、高齢者の事務的負担の軽減を図ること。
3. 眼科・耳鼻科の救急体制を、医師会の協力を得て拡充すること。
4. 枚方保健所（府民健康プラザ）は、現行の機能を維持し、拡充させる立場から、存続を府に求めること。
5. 保健センターの保健婦を増員し、きめ細かな活動ができる体制を築くこと。
6. 第三次救急救命センターは必ず誘致できるよう全力をつくすこと。

国民健康保険について

国民健康保険加入者のいのちとくらしを守るため、次のとおり取り組むこと。

- ①国に対し制度の抜本的改善と国庫負担の復元、傷病手当の創設を引き続き強く要求すること。
- ②一般会計からの繰入のルールを堅持し、早急に赤字を解消すること。
- ③国保料を引き下げること。
- ④保険料の減免制度は、加入者の生活実態により必要な人が受けられる制度とすること。当面、減免の段階的変更を凍結すること。
- ⑤悪質な滞納者を除き、短期被保険者証、資格証の発行は中止すること。
- ⑥加入者の健康診査の受診率向上を図ること、そのため個人通知を復活することなど保健予防対策を重視すること。
- ⑦国保運営委員協議会に加入者団体の代表を入れること。

市民病院について

- ①市内唯一の公立病院である市民病院は存続させ、地域医療の核としての役割を果たすと共に、小児科、緩和ケアの充実など、公的病院として担うべき特色をうちだすこと。
- ②引き続き、信頼回復への努力を行うこと。
- ③耐震診断でも「危険」と指摘された市民病院の全面的な建て替えを早期に

行うこと。

④夜間救急の院内体制を充実させること。

⑤インフォームドコンセントの徹底、患者にセカンドオピニオンを周知するとともに、一人一人の患者に責任を持って対応すること。

⑥後発薬品の積極的な使用をはかり、医療費節減と患者負担の軽減に努めること。

Ⅲ 雇用と経営を守り、都市農業の振興をはかるために

雇用の確保・拡大のために

1. 青年の雇用を確保するために、教育、福祉、防災などマンパワーが必要な分野で雇用を増やすこと。
2. 労働者の解雇を規制するため、ILO158号条約（雇用の終了に関する条約）や最高裁を含めて判例が確立している「整理解雇の四要件」を含む解雇規制法を確立することを政府に働きかけること。
3. 「不良債権処理」を理由に中小企業を経営危機・倒産に追い込むような「融資打ち切り」や「貸し剥がし」などがおこなわれないうよう、政府の責任で金融機関に徹底した指導をおこなうことを申し入れ、市としても市内金融機関に要請を行うこと。
4. 障害者を含めた求人相談会を充実させ雇用対策を充実・強化すること。

不況対策・商工産業振興・観光について

1. 不況対策委員会を引き続き開き、現実的、有効的な手だてを打つこと
2. 商工予算の拡充、担当部門の職員体制の充実を図ること。
3. 中小商工業振興条例を制定すること。制定に際しては、当事者及び市民の参加する起草委員会を設置すること。
4. 産業振興に対する具体的プランを中小企業者等とともに検討すること。
5. 市の官公需は、市内の中小業者に優先発注し、分離分割発注も積極的に進めること。
6. 市の発注する公共事業について、入札契約適正化法改正を踏まえ、施工台帳に2次下請以下の下請代金の記載義務を徹底させ、建設労働者の賃金・労働条件の確保（参院付帯決議）の措置を講ずること。
7. 市の下請や委託事業で働く労働者の賃金や労働条件を委託条件以下にならないように、下請け労働者に対して直接に賃金や配置要員の实態調査もおこない、指導を強化することを目的とした公契約条例の制定を行うこと。
8. 伝統産業の育成・支援に努めること。
9. 農村風景の残る穂谷地域は、市民にとっても憩いの地であり、農業と景観保全、新たな観光資源開発（例えば、小麦の生産助成と穂谷そうめんの復活など）を地域住民と共に検討すること。

農業について

1. 「特区」による農地制度の緩和は、無秩序な農地利用を引き起こす危険性があり、特区地域の指定申請を取り下げること。
2. 農地の相続税納税猶予制度の存続を政府に求めるとともに市民農園の農地についても適用されるよう働きかけること。
3. レンゲ米のブランド化・環境保全型農業の育成・支援に努めること。
4. 農業の担い手不足を解消するために中核的農家中心の組織育成にこだわらず新たな対応策を検討すること。
5. 市民に農地の果たす多面的機能・役割について啓発するとともに、市民との交流事業や市民農園などの充実・発展に努めること。
6. 農家数の減少により、水利施設の維持・管理が困難な地域に農業用水を確保すること。農業用水の水質を向上するための施策を検討すること。
7. 都市計画法の改正により地域の実情に応じた開発許可が検討される際には、農地の保全と営農環境の確保に十分配慮し、農業関係機関、地域住民と十分に協議調整を行うこと。
8. 生産緑地指定を積極的に行っていくこと。
9. 枚方産農産物の学校給食等への普及をさらに進めるとともに、農業者の協力を得ながら「食農教育」の充実に努めること。
10. 市内産直のルート・朝市などの直売所の拡大を支援すること。

Ⅳ 緑と自然を守り、くらしに欠かせない施設の整備されたまちづくりのために

第2 清掃工場について

1. 徹底したごみの減量・リサイクルをすすめつつ、第2 清掃工場は適正な規模に見直すこと。
2. 清掃工場は2局体制を堅持すること。
3. 施設建設については引き続き周辺住民の合意形成に努力し、必要な対策を行うこと。
4. 炉の選定に当たっては安全性を第一に考えること。
5. 新工場のダイオキシン対策も公開と参加の原則のもとに行うこと。

市営斎場・市営葬儀について

1. 自宅や自治会集会所などで葬式ができない人のために低料金で葬式を行える市営斎場を建設すること。
2. 市営葬儀を堅持すること。

上・下水道について

1. 下水道建設は幹線工事から面整備と支線建設に重点を移すこと。すでに下水本管が整備された地域は早急に支線につなぐこと。
2. 渚下水処理場の拡張を行い、受入流量を大幅に増やすよう大阪府に求める

こと。

3. 下水道受益者負担金制度を廃止すること。当面、受益者負担金減免制度を実施し、水洗化促進のため、水洗便所改造助成金、貸付金、利子補給制度を充実する。
4. 市民とのトラブルがないように工事業者の指導を徹底すること。
5. 公共下水道の不明水対策は、調査地域の拡大と同時に雨水抑制施設を建設すること。

河川・水路について

1. 河川・水路の整備基準を見直し、集中豪雨で常時浸水する地域をすべて解消すること。
2. 河川・水路の改修は、可能なかぎり自然の浄化能力を生かした構造で実施するとともに人が親しめる親水事業を計画的に実施すること。
3. 下流域への雨水流出による浸水を防止するため、市の施設や道路などに雨水流出抑制機能を持つ貯水槽などの設置を進めること。
4. 一定規模以上の開発者に対して、雨水流出抑制機能を有する施設を設置するよう指導を強化すること。
5. 既存のため池の整備を行い、降雨時の貯水機能を生かすとともに、地域住民の協力を得て、地域の景観を美しく保つ要素として活用すること。

道路について

1. 第2京阪国道の建設は、地元住民の意見が必ず採り入れられるよう国・府に強く要求すること。
2. 第2名神自動車道の建設計画については、計画を凍結、見直しするよう国に働きかけること。
3. 国道1号線、府道京都守口線など幹線道路の歩道設置および植樹帯の整備や沿道環境の保全をはかるよう国・府に働きかけること。
4. 国道1号線下ガード（市道岡東・山之上東1号線交差部分）を拡幅するよう国に働きかえること。
5. 国道307号線、府道杉田口禁野線、府道交野久御山線の拡幅、歩道設置など整備を国や府に強く要求すること。
6. 交通停滞が常態化している道路に右折レーンを設置するなど、渋滞解消への対策をすすめること。
7. 淀川新大橋は有料化しないよう府などに働きかけること。

交通について

1. 牧野、長尾駅前周辺整備を急ぐとともに、京阪交野線各駅前周辺整備計画を検討する。
2. 信号機、歩道、ガードレール・カーブミラー、自発光式道路鋸の設置、交差点改良をすすめること。歩行者最優先の総合的な交通安全対策をすすめること。

3. モノレール・L R Tなど枚方市の東西交通の将来像を見通しつつ新交通システムの検討を行うこと。
4. コミュニティバスの増発と路線を拡充すること。
5. バス不便地域を解消し、ノンステップバスの増車をはかること。
6. 京阪特急の終日停車を実現すること。
7. 京阪・私市線のワンマン運転の実施については、公共交通の安全性確保のため中止を要望すること。
8. 交通バリアフリー法にもとづくバリアフリー基本構想を制定すること。

緑地・自然環境について

1. 緑被率の地域別目標を定め、5か年計画で100万本植樹を行うとともに、既存の自然林などを保護すること。
2. 自然環境調査を毎年行い、希少動植物の保護をはかること。
3. 都市計画公園の築造・整備をすすめ、既存の公園、ちびっこ広場の整備・増設を行うとともに、自然巡回路の整備をすすめること。
4. 時計のない公園に時計を設置するとともに、歴史上の人物や事象、地域の伝承や祭りなどに因むモニュメントを設置するなど文化性を高める事業に取り組むこと。
5. 市内にあるゴルフ場の排水口の水質検査回数をさらに増やすこと。
6. 淀川河川敷のゴルフ場を広く市民が利用できる緑地に整備すること、また、市民が散策を行う地域でトイレのない箇所には移動トイレの設置を行うこと。
7. 酸性雨の調査を全市域で行い実態把握に努めること。
8. ダイオキシン調査を抜本的に充実し、ダイオキシン条例制定への検討をすすめること。
9. ダイオキシンにかかる健康調査（母乳・毛髪・血液）をおこなうこと。
10. 市内観測局の計器更新を図ること。
11. 地球温暖化防止のために自然エネルギーの利用を促進すること。

ごみ・ごみ減量について

1. ごみ減量については4Rの基本を踏まえつつ、市民に対する啓発を強めること。
2. 事業者の排出責任を明確にし、計画書の提出を含めて指導を強化すること。
3. 事業系ゴミ手数料は近隣地域の料金を考慮し、減免制度を見直すこと。
4. 容器・包装リサイクル法の見直しを国に強く要望すること。
5. 家電リサイクル法の見直しを国に要望し不法投棄が起きないように対処すること。
6. 北河内リサイクル共同事業については特定市主導のやり方を改め、情報公開・市民参加でとりくみを見直すこと。
7. 古紙・古布回収業者の社会的役割を尊重し、またごみ減量施策として、業者に対する補助制度を実施すること。

8. 不法投棄対策を強め、多発地域に対するパトロール等を強化すること。
9. 介護支援が必要な高齢者のみ世帯に対し、自宅までごみの収集に出向き、声をかける「ふれあい収集」を実施すること。

まちづくりについて

1. 都市計画マスタープランを具体化する「地区」計画を小学校区ごとに策定し、道路・公園・公民館など設置計画をたてること。
2. 「まちづくり条例」を制定し、地域の開発や建築の事前協議に住民が参加できるようにして、これに伴う近隣紛争が起こらないようにすること。
3. 市の開発指導要綱を改正して、高層マンション等建設による地域環境破壊が起こらないようにすること。
4. 総合福祉会館への府道京都守口線地下連絡道の建設を中止し、京阪電鉄枚方市駅からデッキ構造の横断施設の建設を行うこと。
5. 学校・福祉・医療施設・多人数が利用する商業施設、道路、橋梁の耐震診断を早急に行うこと。
6. 耐震貯水槽を小学校区ごとに設置するとともに、学校に井戸を設置すること。
7. 全小学校に防災備蓄倉庫の設置を行うこと。
8. 消防力の充実をはかること。
9. 保育所・幼稚園を防災ミニ拠点にすること。
10. 消防違反の市内雑居ビルについて、生命の安全の立場から不備、欠陥事項に対し早急に是正させると共に、消防査察業務の体制を充実すること。
11. 防犯灯の電気代助成は、全額助成にもどすこと。
12. 府営住宅について以下の点を大阪府に要望すること。
 - ①府営住宅の増設を行うこと。
 - ②減免制度を復活すること。
 - ③風呂を全戸に設置すること。

マンション対策について

1. マンションの長寿命化と、良好な環境整備まちづくりの観点から総合的な「マンション対策」を立案すること。
2. マンションの維持管理や管理組合の運営、法的な問題の相談に乗る「マンション相談室」を設置すること。
3. 「マンション管理セミナー」などの開催や、組合の組織化への支援を行うこと。
4. 建替え、大規模改修などに対する経済的、技術的な公的支援制度を創設すること。
5. 共用部分に対する減税や整備改修助成などの公的支援を実施すること
6. マンションに関わる諸制度の活用や、全国的な動きなどについて情報提供を行うこと。

V 子どもに生きる力をつける豊かな教育の実現のために

1. 小・中学校の統廃合、幼稚園の廃園・民営化は行わないこと。
2. どの子にも行き届いた教育を受けさせるために、30人以下学級を実施すること。
3. 小中学校教員定数に対する府単独措置の廃止計画については、撤回を大阪府に求めると共に、教職員体制の充実を市独自にも実施すること。
4. 学力調査の実施にあたっては、子どもたちが確かな学力を身につけられているかについて客観的で科学的な調査を行い、課題を明らかにすること。
5. 小中学校の老朽化した施設の大規模改修・維持補修費を大幅に増額すること。
6. 小中学校の耐震調査を早急に行うこと。
7. 小・中・幼稚園の全教室にクーラーを設置することについては、補助率の引き上げを国に要望しつつ、客観的基準をもうけ短期間に実現すること。
8. 学校の安全管理体制を充実するため、校務員の複数配置を堅持し、校内の安全管理をその業務として位置付けること。幼稚園の安全確保のために対策を講じること。
9. 保護者、児童生徒、教職員の「内心の自由」を侵す「国旗・国歌」の強制はただちにやめること。
10. 学校給食は直営を堅持し、全校に単独調理場を設置すると共に自校方式に転換すること。
11. 安全で豊かな給食内容にするため、統一献立・一括購入を改め、地場産の食材を使った献立を実施すること。
12. 食物アレルギー対策をきめ細かく行うとともに、中学校給食の実施にむけ調査・研究を行うこと。
13. 介助員制度に対する国・府の助成策創設を求めること。
14. 宿泊を伴う校外学習、修学旅行の際には看護師を同行させ、児童・生徒の安全・健康管理に努めること。
15. 養護教諭の役割を重視し複数配置を行うこと。
16. 特別支援教育を充実させること。
 - ①通常の学級に在籍するLD（学習障害）やAD/HD（注意欠陥・多動性障害）など特別な支援を要する子どもたちに必要な支援を行うために、校内支援体制の充実、TT（チーム・ティーチング）の実施など一人一人にあったきめ細かな対応を行うこと。
 - ②LD教育士を積極的に養成するとともに、学校、教職員への研修を充実すること。
 - ③養護学級の指導を充実させるため言語聴覚士（ST）や作業療法士（OT）、等による指導を充実させること。
 - ④障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、教育、医療、福祉機関等が連携していく体制を構築すること。
17. 枚方市に府立養護学校を誘致するため、市として必要な協力を行うこと。

18. 他府県の私学に通う子どもたちの私学助成を復活するよう府に強く求めること。
19. 市奨学金の増額をはかること。
20. ふれ愛フリー・スクエア事業は各校区の自主性を尊重しながら、教育委員会が責任を持ち充実すること。そのため、児童厚生員など専門職の配置を行うこと。
21. 留守家庭児童会について
 - ①土曜日も開室すること。
 - ②開室時間を延長すること。
 - ③対象学年を6年まで拡大し、当面障害児の6年までの受入を行うこと。
 - ④計画的な建替えを行うこと。
 - ⑤余裕教室利用の児童会室にもクーラーの設置を行うこと。

VI スポーツ・文化の振興、市民活動の発展のために

スポーツについて

1. 地域住民の要求に合ったスポーツ施設を増設すること。
2. 勤労者にも利用しやすい予約システムに改善すること。
3. 運動広場（王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園）の使用料に高齢者減免を行うこと。
4. スケートボードのできる施設をつくること。

文化・市民活動について

1. 図書館について
 - ①中央図書館の具体化について、ワークショップ方式で検討すること。
 - ②図書館分館・分室は廃止しないこと。
 - ③枚方図書館の廃止は行わず、機能・利便性の向上、バリアフリー化の検討を行うこと。
 - ④図書購入費（書籍購入費・逐次刊行物）を大幅に増額すること。
 - ⑤司書資格を持った職員を配置し、研修を充実し専門性の向上に努めること。
2. 公民館について
 - ①南部市民センターは公民館的機能を持たせること。
 - ②社会教育施設建設計画で示されながら、建設されていない地域は、小・中学校の余裕教室を地域に開放すること。
 - ④公民館の不当な利用制限を改め、誰でも気軽に利用できるようにすること。
 - ⑤貸し出し用のビデオプロジェクターを各公民館に設置すること。
3. 市民学級への助成を復活すること。
4. 総合文化会館について

- ①土地開発公社から土地を買い戻し、建設計画の再検討（規模・設備など）を行うこと。
- ②いまだ具体的メリット・デメリットの明らかでない PFI方式は採用せず、市が直接施行すること。

文化財の保存について

1. 旧山口家の復元で、文化遺産としての町家を市民に公開すること。
2. 旧京街道、東高野街道など歴史街道の整備をはかるとともに、歴史的風土、町並み保存をすすめること。
3. 埋蔵文化財等を保存、展示する歴史資料館を建設すること。
4. 市内の文化財の紹介、出土品や民族文化財を活用し、総合学習などへの利用を積極的にすすめること。
5. 田中家鋳物民族資料館を体験学習もできる施設にリニューアルすること。

Ⅶ ITを全住民の願いと利益実現に活用するために

1. 国の IT 政策に無批判に追随せず、市民生活や民主主義の発展のために役立てること。
2. 市民の間に情報格差（デジタルバインド）が生じないようにするとともに、アクセスできない人やしたくない人の権利保障を行うこと。
3. 障害者のための IT 施策の総合的整備をすすめ、周辺機器・ソフトなどの購入補助、技術取得の支援などを積極的に行うこと。

Ⅷ 平和で民主的な市政を確立するために

平和について

1. 市庁舎および市の施設に日の丸の掲揚はやめること。
2. 市の行事に「国旗掲揚、国歌斉唱」はしないこと。
3. 憲法違反の自衛隊への協力は一切行わないこと。
4. 市の広報への自衛隊募集記事掲載はやめること。
5. 掲示板などに自衛官募集広報ポスターを貼らないこと。
6. 自衛官募集広報資料を庁内に設置しないこと。
7. 市長と地連本部長連名による募集相談員の委嘱をとりやめること。
8. 住民基本台帳の閲覧はさせないこと。
9. 市の行事に自衛隊の参加を求めないこと。
10. 平和資料館を建設すること。
11. 積極的な市民参加で非核平和行政を行うこと。
12. 関西空港および大阪港の軍事利用に反対すること。

13. 新「ガイドライン」にもとづく地方自治体と市民への要請は、地方自治と基本的人権など、憲法の平和的、民主的な諸原則のすべてをじゅうりんするものであり、断固として拒否すること。

女性施策について

1. 男女共同参画基本法に基づく条例を制定すること。
2. 女性政策課を創設し、各相談窓口や DV 防止の連絡会議、啓発事業などの調整、取りまとめの役割を果たすこと。
3. 緊急一時保護施設をつくること。
4. DV防止のための女性施策のネットワークをつくること。

以 上